

認定特定非営利活動法人 福井県子どもNPOセンター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人の名称は、認定特定非営利活動法人 福井県子どもNPOセンターとする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福井県福井市木田町 36 番 1 号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、福井県内の子どもたちに対し、文化権の確立と社会参画の機会の拡充を図るとともに、県内の子どもと文化・芸術に関する諸団体とのネットワーク化を促進し、その活動に関する連絡、交流、支援を行ない、もって地域の豊かな文化環境づくりに貢献し、未来を担う子どもたちの成長発達に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行なう。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子ども健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に関わる事業を行なう。

- (1) 子どもの権利条約の推進及び、子どもの諸活動に関する支援
- (2) 子どもと文化に関する活動の交流、サポート及び人材育成
- (3) 子どもと文化に関する活動の連絡及び調整
- (4) 文化事業の企画、調査並びに文化事業に対する協力及び提携
- (5) 出版及び広報
- (6) 行政、各分野NPO等との連携及びネットワークづくり

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、団体正会員及び個人正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 団体正会員 この法人の目的に賛同して入会した、活動を推進する県内の子ども劇場をはじめとする子どもと文化、芸術に関する諸団体
- (2) 個人正会員 この法人の目的に賛同して入会した、活動を推進する個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した、活動を支援する個人及び団体
- (4) ボランティア会員 この法人の目的に賛同して入会した、活動にボランティアとして協力し、又は参加する個人

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事に申し込むものとし、理事長は、当該申込をしたものがこの法人の目的に賛同するものと認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により申し込んだものの入会を認めないときは、速やかに、その旨理由を付した書面をもって本人に通知しなければならない。
- 3 正会員以外の会員になろうとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

(会費)

第8条 会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が解散したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合においては、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(提出金品の不返還)

第12章 会員がその資格を喪失した場合においては、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の各号の掲げる役員を置き、その人数は、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任等)

第14条 役員は、総会において選任する。ただし、その定数の3分の1を越えない人数の理事は、総会の承認を経て、理事長が選任する。

2 理事長は、理事の互選により定める。

3 監事はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を扱い、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行なう。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員を選任等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を防げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員の補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える人数が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第19条 定数の3分の1以下の人数の役員は報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項の規定に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するために、事務局をおく。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。

第5章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第21条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により理事長が委属する。
- 3 前項に定めるもののほか、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

第6章 会議

(種別及び構成)

第22条 会議は、総会、理事会及び部局長会議とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。
- 3 団体正会員は、総会で表決を行なう者1名を2年ごとに定め、理事長に届け出るものとする。
- 4 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とし、理事をもって構成する。
- 5 部局長会議は、理事長、事務局長及び各部局長をもって構成する。

(会議の機能)

第23条 総会は次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) この法人の解散
- (3) この法人の合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定及び変更
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) 長期借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第41条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他理事会が必要と認める重要な事項

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議の執行に関する事項
- (3) この法人の業務の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要さない常務に関する事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事又は、理事会が必要と認めるとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が招集するとき。

3 理事会は、理事長が招集する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、臨時理事会を招集しなければならない。

- (1) 理事長が必要と認められたとき。
- (2) 理事の総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 15条第4項第5号の規定により、監事から請求があったとき。

4 部局長会議は、理事長、事務局及び各部局長の要請によりその都度開催する。

(招集権者及び招集通知)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項目第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会または理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、会議を開催する日の10日前までに通知しなければならない。

4 前項の規定は、理事会を招集する場合について、準用する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

(議決)

第28条 総会又は理事会における議決事項は、第25条第3項及び第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に特別の定めがある場合を除き、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 理事会の議事は、出席した理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 各正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員または各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

4 第2項及び第3項の規定により、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は表決を委任した正会員又は理事は、第26条及び前条の規定の適用については出席したものとみなす。

5 会議の議決について、特別の利害関係を有する理事及び正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決権者または表決委任者がある場合によっては、その数を付記する。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 総会の議事録は、議長及び出席した正会員のうちから、その会議において選任された議事録署人2名が署名捺印し、保存しなければならない。

3 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決権がある場合にあってはその数を付記する。

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

4 理事会の議事録には、議長及び出席した理事のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名が署名捺印し、保存しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 財産から生ずる収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(会計の原則)

第33条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(経費の支弁)

第34条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第35条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第36条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第37条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第38条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正することができる。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告、活動計算書、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類は、毎年事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の借置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、長期借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第42条 この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項を変更する場合所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

(解散)

第43条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数3分の2以上の同意を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第44条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 雑則

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(細則)

第47条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第10章 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとし、その任期は、第16条1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年6月30日までとする。

岸田 美枝子

岡嶋 優子

奥谷 充子

藤井 洋子

佐々木 裕子

増田 恵子

竹内 昌江

平田 知恵子

山本 まき

倉橋 延子

林 美登里

赤坂 修代

木下 雅代

梅田 美千代

森 久代

田中 仁美
宇佐美 信子
安立 里美

- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- | | | |
|--------|------|-----------------|
| ①団体正会員 | 1口月額 | 8,000円(100名を一口) |
| ②個人正会員 | 1口年額 | 10,000円 |

(2) 賛助会員

- | | | |
|---------|------|---------|
| ①団体賛助会員 | 1口年額 | 10,000円 |
| ②個人賛助会員 | 1口年額 | 5,000円 |

- | | | |
|--------------|----|--------|
| (3) ボランティア会員 | 年額 | 1,000円 |
|--------------|----|--------|

- | | |
|--------------------|---------------------------------------------------|
| 2002年(平成14年) 6月 9日 | 通常総会にて一部改定(事務所移転による所在地変更) |
| 2010年(平成22年) 6月10日 | 通常総会にて一部改定(事務所移転による所在地変更) |
| 2013年(平成25年) 6月 8日 | 通常総会にて一部改定
(一団体正会員の活動休止に伴い業務を再点検し整理統合したため) |
| 2015年(平成27年) 6月13日 | 通常総会にて一部改定
(認定に伴う名称の変更・県内に常設の子ども劇場が存在しなくなったため) |
| 2018年(平成30年) 6月 3日 | 通常総会にて一部改定
(特定非営利活動法人促進法改正に伴う変更) |
| 2020年(令和2年) 6月27日 | 通常総会にて一部改定(理事が職員として働くため) |

附則

電磁的方法の追加については 2021年(令和 3年) 8月 25日から施行する。